

# 介護予防・日常生活支援総合事業 第一号通所事業契約書

## ◆◆ 目 次 ◆◆

### 第一章 総則

- 第1条 契約の目的
- 第2条 契約期間
- 第3条 個別サービス計画の決定・変更

### 第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第4条 サービス利用料金の支払い
- 第5条 利用料金の変更
- 第6条 利用の中止

### 第三章 事業者の義務

- 第7条 事業者及びサービス従事者の義務
- 第8条 守秘義務等

### 第四章 契約者の義務

- 第9条 契約者の利用上の注意義務等

### 第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

- 第10条 損害賠償責任
- 第11条 損害賠償がなされない場合
- 第12条 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能

### 第六章 契約の終了

- 第13条 契約の終了事由、契約終了に伴う援助
- 第14条 契約者からの中途解約
- 第15条 契約者からの契約解除
- 第16条 事業者からの契約解除
- 第17条 精算

### 第七章 その他

- 第18条 苦情処理
- 第19条 緊急時の対応
- 第20条 協議事項

\_\_\_\_様(以下「契約者」という。)と社会福祉法人 浜田福祉会は、契約者が美川リハデイ 周布店(以下「事業者」という。)において、事業者から提供されるサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

## 第一章 総則

### 第1条 (契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令及びこの契約書の趣旨に従い、契約者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。
  - (1) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業【介護予防通所介護】(以下、「介護予防通所介護」という。)
- 2 事業者が、契約者に対して実施するサービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項は「介護予防通所介護」重要事項説明書(以下「重要事項説明書」という。)に定めるとおりとします。

### 第2条 (契約期間)

- 1 本契約の契約締結日は、\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日です。
- 2 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者が要介護認定者となるか、契約者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない限り、自動的に更新されるものとします。

### 第3条 (個別サービス計画の決定・変更)

- 1 事業者は、契約者に係る介護予防サービス計画書または介護予防マネジメントケアプラン(以下、「介護予防ケアプラン」という。)が作成されている場合には、その内容に沿って契約者の個別サービス計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る介護予防ケアプランが作成されていない場合でも、個別サービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して地域包括支援センターを紹介する等介護予防ケアプラン作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、個別サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る介護予防ケアプランが変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、個別サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、個別サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、個別サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

### 第4条 (サービス利用料金の支払い)

- 1 契約者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、重要事項説明書の記載に従い、事業者に対し利用料金を支払います。
- 2 事業者は、当月分料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の20日までに契約者に送付するものとします。
- 3 契約者は、当月分料金の合計額を翌月の月末までに支払うものとします。
- 4 前項の支払いは、持参払い、振込み払い、自動引落としとします。

指定金融機関及び口座番号は

- |     |           |       |    |               |
|-----|-----------|-------|----|---------------|
| (1) | 島根県農業協同組合 | 浜田西支店 | 普通 | 4049687       |
| (2) | 山陰合同銀行    | 長浜出張所 | 普通 | 2188442       |
| (3) | 日本海信用金庫   | 長浜支店  | 普通 | 0165543       |
| (4) | 浜田内田郵便局   |       |    | 01360-6-22385 |

### 第5条 (利用料金の変更)

- 1 第4条第1項に定めるサービス利用料金について、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料金の変更が生じた場合は、契約者に対し速やかに変更の時期及び変更後の料金を説明の上、変更後の利用料金を請求することができるものとします。
- 2 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### 第6条 (利用日の中止)

- 1 契約者は、利用期日前において、「介護予防通所介護」サービスの利用を中止する場合には、サービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用期日に体調不良・私用等正当な事由により利用の中止を申し出る場合、午前の部は午前7時45分から8時30分までに、午後の部は7時45分から12時30分までに事業者へ連絡するものとします。

## 第三章 事業者の義務

### 第7条 (事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、契約者の主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、契約者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

## 第8条（守秘義務等）

- 1 事業者及び従事者の従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た契約者又はその家族等に関する事項を漏洩することがないように必要な処置を講じます。
- 3 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 4 前3項にかかわらず、契約者に係る包括支援センター及び介護予防サービス事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書（重要事項説明書）により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。
- 5 第1項の規定に関わらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

## 第四章 契約者の義務

### 第9条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

## 第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

### 第10条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第8条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。  
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

### 第11条（損害賠償がなされない場合）

- 1 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
  - 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこ

れを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

#### 第12条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、「介護予防通所介護」利用該当者に対して、以下の各号のとおりとします。
  - 一 「介護予防通所介護」該当者に対しては、月単位の定額報酬となっており、減額は行わないものとします。

### 第六章 契約の終了

#### 第13条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
  - 一 契約者が死亡した場合
  - 二 契約者が医療施設や介護保険施設に入所した場合
  - 三 契約者が要介護認定を受けた場合
  - 四 要介護・要支援認定区分が非該当（自立）と認定され、且つ、事業対象者にも該当しない場合
  - 五 事業者が指定を受ける保険者以外に契約者が転居した場合
  - 六 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - 七 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
  - 八 事業者が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
  - 九 第14条から第16条に基づき本契約が解約または解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

#### 第14条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- 一 第5条第2項により本契約を解約する場合
- 二 契約者が入院した場合
- 三 契約者に係る介護予防ケアプランが変更された場合

#### 第15条（契約者からの契約解除）

- 1 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
  - 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める「介護予防通所介護相当」サービスを実施しない場合
  - 二 事業者もしくはサービス従事者が第8条に定める守秘義務に違反した場合
  - 三 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
  - 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### 第16条（事業者からの契約解除）

- 1 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
  - 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - 二 契約者による、第4条第1項・第2項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
  - 三 契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### 第17条（精算）

- 1 第13条第1項第二号から第九号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第9条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

### 第七章 その他

#### 第18条（苦情処理）

- 1 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第19条（緊急時の対応）

- 1 従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医及びその家族並びに担当の介護支援専門員に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

第20条（協議事項）

- 1 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

以上の通り、介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業に関する契約を締結します。  
上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者及び事業者が記名・捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(利用者) 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

利 用 者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

(代理人) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署 名 代 理 者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
本人との続柄 \_\_\_\_\_

(事業者) 私は、利用の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事 業 者 住 所 島根県浜田市内村町365番地7  
事 業 者 名 社会福祉法人 浜田福祉会  
代 表 者 氏 名 津野 章



